

第23回 西宮市子ども・子育て会議

会 議 録

■日 時：平成30年2月13日(火)

■場 所：西宮市職員会館3階 大ホール

〔午前9時30分 開会〕

○事務局 皆さんお揃いですので、ただいまから第23回西宮市子ども・子育て会議を開会します。

なお、本日は、久保委員、西田委員、林委員、前田委員、吉井委員から欠席のご連絡をいただいています。

次に、本日の資料を確認します。

1点目は、左上をホッチキスどめした「会議次第、委員名簿、座席表、事務局名簿」です。2点目は、左2点をホッチキスどめした「資料集」です。3点目は、左2点をホッチキスどめした「西宮市子ども・子育て支援プラン」です。また、資料発送後に計画案の修正が生じたため、差替え資料として「資料4」を机上配付しています。あわせて、上2点をホッチキスどめした「西宮市子ども・子育て支援プラン(素案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果について」も置かせていただいています。

それでは、会長、会議の進行をお願いします。

○会長 本日は、2時間で終了することを予定していますが、新プランの最終審議となりますので、場合によれば少し延長することも考えています。できるだけ時間内に終わるようにしたいと思いますので、ご協力をお願いします。

議事に入る前に、傍聴希望者の確認を行います。

傍聴希望者はおられますか。

○事務局 本日は、いらっしやいません。

○会長 今はおられませんが、この後、傍聴を希望される方が来られたら、随時入室いただいてよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○会長 それでは、審議に入ります。

まず、本日の審議事項について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 本日の審議事項についてご説明します。

資料集1ページをご覧ください。今後の審議スケジュールをロードマップとしてお示ししています。

西宮市子ども・子育て支援事業計画と西宮市次世代育成支援行動計画の一体化(新プランの策定)にあたり、前回の第22回会議で素案を確定し、昨年12月19日から今年1月25日までの期間、市民の皆様からのご意見をちょうだいするパブリックコメントを実施しました。本日の第23回会議では、パブリックコメントを受けての修正事項をお示しし、計画全体の最終審議を行っていただきます。また、昨年10月と11月に評価検討ワーキンググループを開催し、西宮市子ども・子育て支援事業計画を評価していただきました。本日は、そのご報告とともに、最終的な評価をいただくこととなります。

2ページをご覧ください。前回の会議のまとめです。

前回ご審議いただいた新プランの素案についての主だったご意見をまとめています。

3ページをご覧ください。本日の審議事項です。

本日は、議事が2点あります。

1つ目は、評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市子ども・子育て支援事業計画

の評価です。評価検討ワーキンググループで行いました西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価結果について、評価検討ワーキンググループの座長よりご報告いただきます。

2つ目は、西宮市子ども・子育て支援プランのパブリックコメントの結果及び修正事項です。パブリックコメントの結果をご報告した後、素案からの修正事項についてご審議いただきます。

ロードマップなどの説明は、以上です。

○会長 事務局から説明がありましたとおり、本日は議事が2つあります。

議事(1)、評価検討ワーキンググループの報告については50分、議事(2)、パブリックコメントの結果については15分、修正事項等については40分、そのような時間配分を考えています。

まず、議事(1) 評価検討ワーキンググループの報告及び西宮市子ども・子育て支援事業計画の評価について、座長から説明をお願いします。

○委員 私からは、評価検討ワーキンググループ(以下「WG」)の報告をさせていただきます。

報告に先立ち、事務局から資料の説明をお願いします。

○委員 資料について、事務局からご説明します。

資料集4ページをご覧ください。

4ページ以降の資料2は、評価検討WGの報告及び西宮市子ども・子育て支援事業計画の資料です。4ページは、評価検討WGの開催状況です。5ページは、評価検討WGにおける評価方法についてです。こちらは、後ほど座長からご説明いただきます。7ページ以降は、西宮市子ども・子育て支援事業計画の実績及び評価です。教育・保育と13の地域子ども・子育て支援事業、合わせて14の事業について、それぞれ見開き2ページで資料をまとめています。

12・13ページをご覧ください。

左ページに事業概要、右ページに所管課の評価及び評価検討WGでの評価を記載しています。

左ページの1.事業概要の(1)事業内容、(2)計画値及び実績は、計画策定時の見込み値と平成28年度の実績値を表しています。

右ページの2.平成28年度の実施内容及び今後の対応をご覧ください。

(1)WGでの昨年度評価は、前回のWGでの平成27年度実績の評価結果を記載しています。今回評価いただく際に、1年前にちょうだいしたご意見について、どう対応しているかをご確認いただきました。

(2)平成28年度実施内容は、各事業で平成28年度に実施した内容、平成27年度からの改善点や拡充点を中心に記載しています。

(3)今後の対応では、所管課による自己評価を4段階で行い、今後どのように事業を進めていくか、平成29年度以降の課題等を記載しています。

最後に、「3.評価検討ワーキンググループの評価」では、今回の評価検討WGにていただいた評価及びご意見を記載しています。

8ページから37ページまでがこのような各事業の評価となります。

説明は以上です。

○委員 それでは、報告させていただきます。

資料集4ページをご覧ください。

今説明がありましたように、開催状況が書かれています。第9回を10月31日に、第10回を11月22日に開催しました。第9回のWGでは、まず、評価方法について確認して、評価の方向性について共通認識を図りました。そして、第9回では「■」の6つの事業について、第10回では同じく8つの事業について、それぞれ皆様から活発な意見をいただきながら、評価をさせていただきました。

5ページをご覧ください。評価方法についてです。

今回は、昨年度に行った平成27年度実績に対する評価を資料に載せていただき、その評価を受けて平成28年度はどのような実施内容になったのかを示し、それに対して各担当課で自己評価を行い、今後の対応を明確にさせていただきました。担当課の自己評価は、「A：現状のまま推進」、「B：事業内容の改善・拡充が必要」、「C：量の確保が必要」、「D：量の確保、事業内容の改善・拡充が必要」の4段階となっています。

WGでは、この資料をもとに委員の方々から質問やご意見を出していただき、担当課の自己評価や実施内容などを踏まえて、総合的に評価しました。評価は、「◎：十分できている」、「○：おおよそできている」、「△：あまりできていない」、「×：まったくできていない」の4段階となっています。評価結果と主な意見については、見開きの右ページの下にまとめていただいています。

では、少しお時間をいただいて、各事業について、どのような評価であったか、どのような意見が出てきたかをご報告します。

8・9ページは、「教育・保育の量の見込み及び確保方策」です。

幼稚園需要について、実績では、保育所等を利用する2号・3号認定が増加して、幼稚園等を利用する1号認定が減少しているが、地域によっては希望した園に入れていない方もいることから、一概に幼稚園需要が減少しているとは言えないのではないかとのご意見がありました。

2号認定については、地域型保育事業を卒園した3歳児が保育所等に入れず、施設側が可能と判断した場合には引き続き地域型に在籍する方もいるという深刻な状況であるため、地域型保育事業を卒園した3歳児の受入枠を確保することが必要であるのご意見がありました。

3号認定については、入所保留とならないために育休を早目に切り上げて0歳児で入所を希望する方も多いため、1歳・2歳からでも入所しやすい環境を整えられるよう、新園開設の際には定員調整を行い、1歳児・2歳児の受入枠を増やしていく必要があるのではないかとのご意見がありました。

量の見込み及び確保方策については、量だけではなく、質をどうするのかをしっかりと検討していく必要があるといったご意見が複数出されました。特に地域型保育事業については、認可保育所と同等レベルの認可要件とするなど、市として子供の発達を保障するためにどのような保育環境が必要と考えるのかをしっかりと検討してもらいたい等、量を増やすだけではなく、質に関する意見をしっかりと受け止めて、今後検討していただきたい

というご意見が多くありました。また、保育環境が向上することで保護者の選択肢が増え、需要と供給のアンマッチが解消される可能性があるのではないかのご意見もありました。

12・13ページは、「1.利用者支援事業【子育てコンシェルジュ】」です。

WGの評価としては、基本型が△、特定型が○となっていますが、基本型と特定型の業務は異なっていますが、それぞれがコンシェルジュとしての使命・役割について共通認識を持つ必要があるとのご意見がありました。

基本型については、子育て総合センターと関西学院子どもセンターの2カ所だけでは十分な連携をとることが難しいため、早急に拡充していくべきである、また、民間の拠点となる施設がつながり、地域で連携して困っている人を支援する必要があるとのご意見をいただきました。さらに、今後は施設や子育てサークルなどへの巡回実績を数値化した資料を出していただき、つながりが図れているかを評価できるようにすべきとのご意見がありました。

14・15ページは、「2.時間外保育事業【延長保育事業】」です。

延長保育事業については、保育所全園で実施しているほか、認定こども園や地域型保育事業でも実施されており、希望者は利用できている状況であるため、WGとしての評価は◎となっています。

ただ、朝7時以前の早朝あるいは20時以降の夜間の保育ニーズがないのかの調査を行うべきではないかのご意見がありました。一方で、夜間保育については、保護者のニーズに応えるだけでなく、子供にとってどのような影響を及ぼすのか、子供のことも考えて検討する必要がある事業ではないかのご指摘もありました。

16・17ページは、「3.実費徴収に係る補足給付を行う事業【西宮市特定教育・保育施設等の実費徴収に係る補足給付支給事業】」です。

現在は国の制度に沿った補助を行っています。今後の対応としても、国の制度改正により補助額が増えた場合は必要な予算措置をとるとされており、WGとしての評価は◎となっていますが、補助額が減った場合に市としてどう対応するか、財源の確保も含めて考えておく必要があるのではないかのご意見がありました。

18・19ページは、「4.多様な主体の参入促進事業【地域型保育事業への巡回支援、障害児保育助成事業】」です。

まず、「新規参入施設への巡回支援事業」ですが、WGとしての評価は◎となっています。

保健師も巡回支援を行っていることから、子供が地域型保育事業から保育所に転園した際に、地域型保育事業に入所していたときの子供の様子や子供との今後のかかわり方など、保健師を通じて引継ぎが十分に行われているという点で、非常に大事な事業であると認識していることのご意見がありました。

次に、「認定こども園への特別支援教育・保育経費補助事業」は、認定こども園において、従来からの兵庫県の補助制度に該当しない特別な支援が必要な子供を受け入れた場合にかかる費用を一部補助する事業です。平成27年度に引き続き、平成28年度も対象者がありませんでしたが、制度としては財源も確保しており、「十分できている」と評価しています。

20・21ページは、「5.放課後児童健全育成事業【留守家庭児童育成センター】」です。

法律でも6年生までの受入れが定められ、市としても対象学年を順次拡大していくこととしています。ただ、対象学年の拡大については、学校の開放や安心して遊べる公園の整備など、育成センター以外にも子供が安心して過ごせる居場所があれば、4年生以上の受入れをそれほど積極的に進めなくてもよいのではないかとのご意見がありました。

保護者の就労による利用要件については、現在の週4日以上という要件によって預けることができず困っている方も多いため、週3日に緩和してもよいのではないかとのご意見がありました。

指導員の資質の向上については、事業者任せにするのではなく、市としてもしっかりと指導を行って、資質の向上に取り組んでほしいというご指摘がありました。

22・23ページは、「6.子育て短期支援事業【子育て家庭ショートステイ事業】」です。

この事業については、昨年度に引き続き、やはり認知度が低いのではないかとのご指摘がありました。ホームページや冊子等に事業が掲載されているが、子育て短期支援事業とはどのようなものなのか、どういった場合に利用できるのかが伝わっていないので、もっと利用者に分かりやすく周知する必要があるのではないかとのご意見がありました。その一方で、受入施設が乳児院及び養護施設であり、受入れ枠の拡充はこれ以上難しい現状の中で周知を進めると、ニーズに対応できない可能性があるのではないかとのご指摘がありました。周知をする必要がある一方、需要に供給が追いついていくのかという懸念はあるが、本当に必要としている人に支援がきちんと届くことが大事なので、各施設において周知を図り、困っている保護者に対して直接案内できるようにしていく必要があるのではないかとのご意見もありました。

24・25ページは、「7.乳児家庭全戸訪問事業【健やか赤ちゃん訪問事業】」です。

民生委員・児童委員が訪問された際に地域の子育て支援を紹介されて、健やか赤ちゃん訪問事業で聞いてきましたと子育てひろばに来られる方もいらっしゃるそうです。しかし、そういった子育てひろばなどの支援先と、民生委員・児童委員や、支援が必要な家庭を把握する子供家庭支援課との連携ができていないので、支援先が事前に親子の情報を得たりできるようなシステムや連絡会などを今後検討してほしいとのご意見がありました。

26・27ページは、「8.養育支援訪問事業【育児支援家庭訪問事業】及び要保護児童対策地域協議会その他の者による要保護児童等に対する支援に資する事業」です。

まず、「育児支援家庭訪問事業」です。

現在は、主に特定妊婦等、特に支援が必要な家庭に限っていますが、(3)今後の対応に書かれているように、今後、対象者の拡大等があった場合の需要の増大、また、北部の需要に対応するため、委託先の確保に努めるなどの拡充が必要とされています。WGとしても、平成28年度は「あまりできていない」という評価をさせていただきました。

次に、「要保護児童対策協議会」です。

虐待予防の取組みに力を入れる必要があるとのご意見がありました。また、相談ダイヤルが書かれた啓発カードは、お手洗いなど他人の目を気にせずにメモをとれる場所に掲示するとよい、また、在宅で子育てしている母親が気軽に手にとることができる場所にあるとよいといったご提案をいただきました。さらに、保育所や幼稚園で支援できることもあ

るので、さらに連携を強め、一番身近な存在が声をかけていくことが大事ではないかとのご意見もありました。

28・29ページは、「9.地域子育て支援拠点事業【子育てひろば】」です。

各子育てひろばの方々や児童館との連携や情報交換が必要であるとのご意見がありました。また、空白地域がまだまだたくさんあるので、休園後の公立幼稚園などを活用し、整備を進めてほしいとのご意見がありました。

子育てひろばの周知については、まだ知らない方もいるので、カードなどを作成し、周知徹底するべきとのご意見がありました。また、母親向けの広報媒体やサークルなどで子育てひろばのチラシを配ったり、配布先として父親が参加している場も活用したらいいのではないかとといったご提案もいただきました。

30・31ページは、「10.一時預かり事業【保育所等の一時預かり、幼稚園における預かり保育】」です。

保育所等の一時預かり事業について、30ページの(2)の表の全市における平成28年度の実績では、受入可能人数の4万4,724人に対して、利用人数は1万7,463人と少ない状況となっています。しかし、実際には一時預かりで空きがない場合も多く、諦めて民間に預けざるを得ない保護者もいるとのご指摘がありました。そういった実際の需要と供給量も含めた地域の実態把握を行い、さらに、利用要件などに対する市民ニーズを何らかの形で調査する必要があるのではないかとのご意見がありました。

また、障害のあるお子さんや、障害はなくても少し気になるお子さんこそ手助けが必要であるため、そういった受入れについても今後検討していくべきであるとのご意見をいただきました。

32・33ページは、「11.病児保育事業【施設型病児保育、訪問型病児・病後児保育利用料助成】」です。

病児保育のニーズは高く、特に感染症等の流行期は、施設型は定員がいっぱいで預けられない状況なので、訪問型は、施設型を補完する意味でも大事ではないかとのご意見がありました。また、ひとり親の家庭には特に重要な事業なので、利用料金も含め、利用のしやすさについて配慮してほしいとのご意見もありました。

病児保育は非常にニーズの高い事業である一方で、病児保育事業があるために子供が病気で仕事も休めないといったことも起こってきているので、事業の周知においては、そのようなことも考慮しながら慎重に進めていく必要があるのではないかとのご意見もありました。

34・35ページは、「12.子育て援助活動支援事業【にしのみやしファミリー・サポート・センター】」です。

WGの評価としては「おおよそできている」としてはいますが、特に安全面について、保育中の事故を防ぐには研修の中身が大変重要になってくるとして、継続した研修が必要であるとのご意見がありました。現在、提供会員になる方は、研修として15時間の受講が必要とされていますが、その時間数でも短いのではないかとのご意見もあり、今後ますます研修を充実していくことが求められるとのご意見がありました。

36・37ページは、「13.妊婦に対して健康診査を実施する事業【妊婦健康診査費用助成事

業】」です。

現在、サービス間ではどのような連携をしているかのご質問があり、担当課から説明をしていただきました。さらに、妊娠期から産後まで地域で切れ目のない支援を行っていけば、健やか赤ちゃん訪問事業や子育てひろばなども含めて、さまざまな子育て支援事業・サービスが連携でき、さらなる支援につなげていけるのではないかとのご意見があり、そうした連携についてさらに検討していただきたいとのご意見がありました。

以上、それぞれの事業についての評価と主なご意見をまとめさせていただきました。今回は、平成27年度実績に対する評価を受けて平成28年度にどう改善されたか、総合的に評価を行いました。正直申しまして、4段階評価では難しい事業もありますので、一応評価は出していますが、委員の皆様の出された意見を一つ一つ丁寧に今後の検討事項として取り上げていただきたいと思います。特に教育・保育の量の確保の事業に関しては、数値で表せない部分について、西宮市として子供のためにどういう事業を行っていくのか、今回出された意見をもとに一つ一つ丁寧に検討していただきたいという意見が繰り返し出されたので、ぜひとも皆さんの意見を受け止めて、事業を進めていただきたいと思います。

今回、2回という限られた時間の中で、多数の重要な事業について評価し、委員の方々から貴重なご意見をたくさんいただきました。本当にこれからの市の運営に生かしていただきたいものばかりで、委員の皆様のご協力に感謝申し上げます。

今日は主な意見のみご報告しましたが、記録にも残っていますので、これからの事業に取り上げていただけたらと思います。

以上で報告を終わらせていただきます。

○会長 評価検討WGで議論された内容についてご報告いただきました。ご質問、ご意見をお伺いしたいと思いますが、いかがでしょうか。WGに参加いただいた委員の皆さんも、追加や補足等があればご発言いただければと思います。

改めて見ますと、平成28年度の計画値のところ、「－」が入っているものと数字が入っているものがありますが、これは何か意味があるのですか。

○事務局 計画を策定する際に、計画値を定めていない項目については、「－」で表現しています。

○会長 分かりました。

○委員 補足ではなく、意見・確認です。

22・23ページ「子育て家庭ショートステイ事業（以下、ショートステイ）」のWGの評価の2つ目の意見に、「受入施設の拡充が見込めない中で周知を進めると、ニーズに対応できない可能性がある」とありますが、これは「だからどうしたいんだ」という話だと思うのです。児童相談所で一時保護をするかどうかを決めるときも、「これを認めると、また来ますよ」という意見が出ることがあります。これが「また来たらどうなんだ」という話です。また来ても構わないでしょう。扱うケースが増えることが面倒だと言っているように感じるのです。このショートステイについても、来たら対応できないのでやめるといった発想が後ろに隠れているように感じ、そういうことをここに書いてしまうのはどうかという印象を持ちました。

また、ショートステイ先の施設と一時保護先の施設は同じ、児童養護施設や乳児院です。



ショートステイと一時保護とで同じようにお願いしたら、施設はどちらを選択するかという、児童相談所をとります。それには、児童相談所が各施設とよく顔を合わせていることもあると思います。低いレベルの話かもしれませんが、あの人から言われたらしようがないなということだと思います。例えば、市の職員の方が、御用聞きではないですが、施設を定期的に回って、顔つなぎをすると、西宮市が言ってきたのならしようがないなといった雰囲気をつくれるのではないかなと思います。

ある事例ですが、お母さんが精神的に少し揺らいでしまい、子供を預けたいと保健師に相談されました。保健師がショートステイの担当課に連絡すると、このお母さんは今年度の5月に1週間のショートステイを使っているから、もう使えませんかと言われたため、児童相談所へ連絡が来て、一時保護することになりました。

夕方、お母さんに、動けたらお子さんの服を保育所に持ってきてくださいと連絡すると、お母さんが保育所に来てくれたので、児童相談所の職員が話をしました。父親とは連絡がとれない、祖父母にも頼んだが、今日は難しいと言われたと聞いていたので、一時保護で動いていたのですが、その場でお母さんに「おじいさん、おばあさんがどのように言われたかを教えてください」と聞くと、実際は、祖父母の方は今日は少し遅くなるから難しいと言っただけで、子供を見られないと言っただけではなかったことが分かったのです。それなら、もう一度聞いてみましょうとお母さんから電話をしてもらったら、祖父母の方はすぐに来てくれました。父親も、電鉄会社に勤めているから勤務時間中は連絡ができないと聞いていたので、運転手さんだと勝手に思っていたのですが、お母さんに聞くと、駅員さんであることも分かりました。そこで、もう一度電話をしてみたところ、父親もすぐに来てくれて、結果的に一時保護はなくなりました。

ショートステイも同じことで、この事業をどうやって使うか、単に預けるだけではなく、職員がお母さんに何を聞いたらもっと支援ができるかという視点を持つことだと思うのです。ショートステイか一時保護かだけではなく、背景にある家族を見る。もう一步踏み込んで聞く。市の寄り添い型の支援に対し、児童相談所は介入型の支援と言われますが、いつもけんかをしながら子供を預かるわけではなくて、どうすれば必要な支援が届くかを考えていると思います。寄り添い型の支援だといって、言われたからやるのではなく、どうやって支援すればいいのか、こういう事業をとおして、職員の力量の向上を図ることが大切だと思います。

○事務局 少し弁明させていただきますと、先ほどの案件のご家庭に関しては、市としても今までかなり関わりを持っていました。ケース会議でも今後の対応を協議しており、今度こういうケースが起きたら一時保護をしようという判断で動いていました。父親とはなかなか連絡がとれないので、今後については母親との判断でしようということで協議は済んでおり、祖父母についても、一時的に預かることはできても、ずっと面倒を見ることはできないとのことでした。今回は長期になると見込まれたため、市としては、一時保護が適切ではないかと考えていました。この件については、また児童相談所とも協議させていただきたいと思います。

○会長 個別のケースのことではなくて、ニーズに対応できない可能性がある中で周知を進めるかどうかについてはいかがですか。

○事務局 市としては、要望があった方に関しては必ず施設があるかどうかを確認してもらい、決して断るようなことはしていませんので、利用が増えた場合でも対応できないことはないと思っています。

○会長 「周知を進めると、ニーズに対応できない可能性がある」という表現が消極的ではないでしょうかというご指摘なのですが。

○事務局 ここでは、WG当日に委員の皆様からいただいたご意見を掲載していきまして、こういった考え方もあるということでの表記となっています。市としては、施設の拡充についても努力しており、受入れを断る前提でニーズの拡充は困るとは考えていません。

○委員 この意見は、決して消極的なことではなくて、できるだけ利用しやすいように周知を進めていただきたければ、受入施設の拡充が見込めないという大きな課題もありますよねという意味で出された意見だと思います。周知に関して消極的になりましようということが意見を出された委員の本意ではないと思いますので、少し表現を変えていただいたほうがいいかもしれません。

○会長 この文章には2つの意味があるのですね。「周知を進める必要がある」が1つと、「周知することによってニーズに対応できなくなる可能性があるから、そこを今後検討すべきである」、その2つですね。そういう書き方をさせていただくほうが誤解がなくもいいかもしれません。

○事務局 誤解が生まれる表現かもしれませんので、「ニーズに対応できない可能性があるから、拡充について引き続き努力してもらいたい」というような表現に修正させていただいてもよろしいでしょうか。

○委員 言葉の順番を変えるだけでも随分違うので、「受入施設の拡充が見込めず、ニーズに対応できない可能性はあるけれども、周知を進める必要がある」とすれば、今の議論が反映されるのではないかと思います。

○事務局 では、表現の修正については、座長とご相談の上、進めさせていただきたいと思っています。

○委員 WGに参加していたのですが、私たち委員も、数値だけで見てきたところはあると思います。数値の裏に隠された一つずつのケースの中にはいろいろなケースがあって、それぞれの担当課では把握されていると思いますが、数値だけでは評価できないところもたくさんあると思います。WGで評価しておしまいでなく、一つずつを丁寧に見ていただくことは重ねて必要であろうかと思っていますので、よろしくお願いします。

○会長 27ページの(3)今後の対応で、「要保護児童対策協議会」がD評価となっていて、子ども家庭総合支援拠点の整備に向けた検討が必要とされています。WGの評価でも△となっていて、「虐待予防の取組みに力を入れる必要がある」とのご意見が出されています。制度の動きがあるところですが、市として何か進めていかれるのでしょうか。

○事務局 国は、中核市に対して児童相談所の設置を要望されています。西宮市としては、児童相談所とまではいきませんが、子ども家庭総合支援拠点については実施に向けて取り組もうと考えており、そのように議会答弁もしています。今後は、人員の要望などの形で体制強化を図っていきたいと考えています。

○会長 ほかにいかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 それでは、議事(1)についてはここでさせていただきますが、WGの評価・検討の貴重な結果ですので、関連して何かご質問、ご意見があればお伺いしたいと思います。

WGの委員の皆様、本当に貴重なご意見をありがとうございました。

議事(2) 西宮市子ども・子育て支援プランのパブリックコメントの結果及び修正事項に進みます。まずは、パブリックコメントの結果について報告していただき、その後、修正事項について審議いただきたいと思います。

では、事務局から説明をお願いします。

○事務局 まず、パブリックコメント(以下「パブコメ」)の結果についてご報告します。

資料集38ページの1.パブコメの結果概要をご覧ください。

今回パブコメの実施期間は、平成29年12月19日から平成30年1月25日までの約1か月間です。素案と併せて素案をまとめた概要版を、市役所、支所、サービスセンター、子育て総合センター、こども未来センターで配布し、市政ニュースや市ホームページにも掲載したほか、子育てアプリ「みやハグ」、市の公式フェイスブック・公式ツイッターなどでも通知を行いました。また、市内の認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育事業、子育てひろば、PTA協議会にパブコメ実施の案内チラシを配布させていただきました。

その結果、64名の方から112件のご意見を頂戴しました。意見者の年代、居住地域、提出方法、職業は、表のとおりです。

112件のうち、計画本編の第3編の「基本理念・基本的な視点に関すること」が6件でした。第4編 重点施策に関しては、「教育・保育に関すること」が最も多く75件、「放課後の子供の居場所に関すること」が3件、「障害のある子供への支援に関すること」が7件、「子育ての不安・負担の軽減に関すること」が5件、「子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実に関すること」が2件、「ワーク・ライフ・バランスの推進に関すること」が1件でした。また、「計画全体に関すること」が4件、「その他」が9件でした。

39ページの2.意見内容をご覧ください。

まず、1)意見に対する事務局対応案についてです。

提出された112件の意見への事務局対応案を、次の5つに分類しました。①素案に盛り込み済みは、意見内容が既に計画に盛り込まれており、特に修正を必要としないと判断したもので、29件ありました。②意見を反映は、意見内容をもとに計画内の文章の修正や追加等を行ったもので、2件ありました。③今後の検討は、意見内容については課題として認識しており、計画を進める際に検討していくもので、43件ありました。④今後の参考は、ご意見を今後の参考にしていくもので、30件ありました。⑤その他は、市の考え方や方向性に合致しないもの、またはこの計画と直接関係のないもので、7件ありました。

2)意見一覧をご覧ください。

112件のご意見を要約し、内容を分類して47個に集約したものを紹介します。

第3編の「1.基本理念、2.基本的な視点」については、1番から3番が該当します。子供を中心に考えるという視点についてご賛同いただいた一方で、子供の遊び場の現状を見ると「子育てするなら西宮」の理念に疑問を感じるなどのご意見をいただきました。

第4編 重点施策についてです。

重点施策の中でも、「1.教育・保育環境の充実」についてのご意見が75件と最も多く、4番から20番が該当します。特に、4番の保育所の整備、7番の保育士の処遇改善、8番の保育環境の充実については、ご要望も含めて多くのご意見をいただきました。

40ページをご覧ください。

「2.放課後の子供の居場所の充実」については、21番から23番が該当します。育成センターでの高学年の受入れについて、子供の居場所づくり事業についてのご意見を頂戴しました。23番の「放課後の子供の居場所については、大人は場所のみ提供すればよい」とのご意見に対し、計画の素案を修正しましたので、後ほどご説明します。

「3.障害のある子供への支援の充実」については、24番から30番が該当します。こども未来センターによるアウトリーチについて、特別な支援が必要な子供などが安全に学校生活を送れるよう見守りなどを行う学校協力員についてのご意見をちょうだいしました。

「4.妊娠期から乳幼児期の子育てへの支援」については、今回ご意見はありませんでした。

「5.子育ての不安・負担の軽減」については、31番から33番が該当します。子育てひろばなどの保護者が集える場について、一時預かりについてご意見を頂戴しました。

「6.子供の貧困対策及びひとり親家庭支援の充実」については、34番、35番が該当します。貧困の支援については、専門家を中心としたチームで信頼関係を築いた上での継続的な支援が必要なこと、また、周知方法についてのご意見がありました。こちらは、先週、社会福祉審議会児童福祉専門分科会を行い、修正点等の審議を行いました。

「8.ワーク・ライフ・バランスの推進」については、36番が該当します。男性の育児参加についてご意見をちょうだいしました。

重点施策に関するご意見は以上です。

「計画全体に関すること」については、37番から40番の4件のご意見がありました。

また、「その他」として、今回の計画では直接触れられていない内容については、41番から47番の7件で、室内や公園などの子供も遊べる施設や中高生の居場所についてのご意見をちょうだいしています。

パブコメで出されたご意見は以上です。

なお、本日お配りした「西宮市子ども・子育てプラン(素案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果について」は、それぞれのご意見に対する市の対応や考え方も併記した内容となっています。こちらについて、本日はご説明を省略させていただきますが、参考にご覧ください。本日、ホームページにも掲載の予定です。

以上で説明を終わります。

○会長 まず、パブコメについて事務局から説明いただきました。ご質問等がありましたらお願いしたいと思います。

今の説明では、②の計画に反映させるものが2件なのですね。

○事務局 そうです。修正事項については、後ほどご説明します。

○会長 分かりました。

ほかにいかがでしょうか。

[発言者なし]

○会長 では、修正事項について事務局から説明をお願いします。

○事務局 素案から修正した事項についてご説明します。

まず、パブコメで出されたご意見を受けて修正した点をご説明します。

資料集40ページ、別冊の新プランの冊子41ページをご覧ください。

資料集40ページの23番は、「放課後の子供の居場所について、計画からは一定の場所で指導者の指示に従い、決められたことをする事業に伺える。大人が遊び方の指導までする必要はなく、場所のみ提供すればよい」とのご意見でした。子供の居場所づくり事業では、不審者対応や安全管理のためにボランティアを配置していますが、あくまでも子供たちが自分の責任で自由に遊び、学ぶ空間を提供するものです。パブコメのご意見では、「指導者の指示に従い、決められたことをする事業に伺える」と、異なる解釈をされていたので、プランの41ページの(1) 全ての子供を対象とした安全・安心な放課後の居場所の①子供の居場所づくり事業の実施校区の拡大の3行目以降について、事業の趣旨が伝わるような文言を修正しました。修正前と修正後の内容については、資料集の41ページ下段の「3. 修正事項」に修正前・修正後の内容を掲載しています。

○会長 修正前の文言だと支援者がお膳立てをするようにとれるので、子供の主体性を尊重するような方向にしたほうが良いというご意見を踏まえて、このように修正されたわけですね。

○事務局 そうです。事業内容が修正されたわけではなく、表現を分かりやすく修正しました。

○会長 分かりました。

ご意見、ご質問はありますか。

○会長 文章を細かくチェックすると、読点の打ちどころがよくないところなどもありますね。例えばプラン41ページの①の下から3行目でも、「活用する手法、学校や地域団体が主体となる子供の居場所につながる活動への支援」とありますが、これだと、「学校や地域団体が主体となる」ととれます。読点を入れて、「学校や地域団体が、」としたら、「主体となる子供の居場所」につながります。そういうところにも気をつけて文章をつくっていただかなくてはいけないということです。ただ、そういう細かいことをするとあら探しのようなになってしまうので、我々としては、そのあたりは事務局に一任させていただいて、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、修正点のもう1つ、34番の「貧困に対しては、専門家を中心としたチームで、信頼関係を築いた上での継続的な支援が必要である」という意見に対する変更点はどこですか。

○事務局 プランの72ページをお開きください。

ご意見の内容としては、「専門家を中心としたチームで、信頼関係を築いた上での継続的な支援が必要」というご要望に近いものでした。ただ、実際にはそのようなこともしていますので、内容が伝わるように、72ページの「③ コーディネート機能のあり方の検討」の2つ目の段落の1行目、「福祉と教育の分野において」の次に、「信頼関係を築いた上での継続的な支援を行っていることから」という1行を追記しています。

また本日、資料4として机上配布しました内容について、ご説明します。

平成29年度から、ヘルパー派遣についての制度改正があり、対象となる子供が増えました。前回、素案をご審議いただいたときは改正前だったので、予定があるのではないかといい内容だったのですが、今回、制度が改正されましたので、プラン52ページの記述を変更しています。

○会長 パブコメを受けての修正事項が2つ、法改正による修正が1つです。ご質問、ご意見はありますか。

〔発言者なし〕

○会長 次に、素案からの変更点について、事務局から説明をお願いします。

○事務局 プラン27ページをお開きください。

本計画では、第3編の「1.基本理念」と「2.基本的な視点」で掲げた考え方を実現するために、「第4編 重点施策」で課題を挙げて、どのような取組みをするかを記述するという形をとっていますが、今年の会議で、第3編から第4編へのつながりが分かりにくいのではないかとのご指摘がありました。そこで、「1.基本理念」と「2.基本的な視点」の内容は変えずに、28ページの中段に、「3.本計画の推進にあたって(市の考え方)」を追記しています。

内容としては、「基本的な理念」と「基本的な視点」を実現するために行政がどのようなスタンスで施策に取り組んでいくかを記載したものです。本計画は、子供やその家族が直面する課題について、部局を越えて検討し、課題に対応するための施策の方向性や目標を定めたものであり、近年、子育て家庭を取り巻く社会経済状況が大きく変容し、子供たちの健やかな成長をまち全体で支援していくことが求められているため、今後特に取組みが必要な8つの施策を重点施策と位置付け、すべての子供の健全な成長と発達が保障され、同じスタートラインに立てるよう支援していくことを目指すとしています。

また、29ページの施策体系の図は、第4編の冒頭に記載していましたが、市の考え方につながる部分ですので、第4編冒頭から第3編末尾に移しました。よって、第4編は、33ページの「1 教育・保育施設の充実」から重点施策へ直接入っていく形となります。

これらの内容については、本来なら前回の素案を確定する時期にご提示すべきところ、調整が間に合わず、今回での修正となりましたことをおわび申し上げます。

29ページをご覧ください。

イメージ図では、重点施策を含めた子ども・子育て支援関連施策について、これまで、「子供への支援」、「子育て家庭への支援」、「社会全体での支援」の施策分野に区切っていました。しかし、「社会全体での支援」がほかの2つに比べ抽象的な表現であったことから、「子育てしやすい社会づくり」に変更しています。

また、前回の会議で、幹の部分に施策があると枝葉の部分の施策が派生しているように捉えられるとご意見をいただきましたので、各施策が枝先に来るように修正しています。

最後に、天皇陛下の譲位により、平成31年5月から新しい元号が定められる予定であり、本計画で使用した年度の表記については、ほかの計画などとの整合性も含めて、現在、庁内で議論しているところです。決定し次第、修正する予定ですので、ご承知おきください。

修正事項のご報告は以上です。

○会長 第3編の28ページに「3.本計画の推進にあたって(市の考え方)」を追記したこと

と、4番の図を第4編から第3編に移して、スムーズにつながるようにしたということですが、いかがでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 では、パブコメ全体を通して、ご意見、ご質問はありますか。

○委員 資料集41ページの「計画全体に関すること」で、「40 不安を感じながら子育てをしていると子供達のがびのび、すくすくと成長していくことが難しい。子育ての不安を和らげる支援が必要である」との意見が出されています。事務局対応案では、⑤ その他の方向性に合致しないものになっていますが、プランを見ると、51ページから重点施策として掲げて、西宮市はすごく力を入れているのに、これが⑤ その他になっているのはどうしてかなと思いました。

○事務局 ご指摘のとおり、不安や負担を排除して、子供たちの健やかな成長につなげていきたいということがプランの考え方です。ご意見は、市はそういった方向性を持っていないのではないかというようなご指摘に読めましたので、⑤にさせていただきましたが、要約したご意見を見ると、① 素案に盛り込み済みでもよいと感じます。素案の方向性と離れるものではありませんので、①に修正させていただくことでいかがでしょうか。

○会長 では、40番については、⑤を①に修正をお願いします。

○委員 資料集39ページの「7 保育士確保のために、保育士の処遇改善が必要である」では、38件の意見が出されています。これについては、プラン36ページの「③ 保育士確保対策」の「保育士就職フェア」等や、「保育士が長く仕事を続けることにつながる仕組み」のあたりに処遇改善も入ってくるという理解でよろしいですか。

○事務局 ご指摘のとおりです。

A 4 横長の「西宮市子ども・子育て支援プラン(素案)に対する意見提出手続(パブリックコメント)の結果について」の4ページをご覧ください。

4ページの7番、8番あたりがご意見の概要となります。市の考え方として、「保育士資格の取得助成や就職フェア、リクルートバスツアーの開催により保育士確保に引き続き取組むほか、国基準を上回る保育士の配置基準や宿舍借上げに対する補助、業務効率化のためのICTの導入により、保育士が長く仕事を続けられることにつながる仕組みを構築するなど、さらなる保育士確保に取組んでまいります」と記載しており、このような内容がひいては処遇改善につながると考えています。

○委員 全体をざっと見ている中で、例えば42ページの(2)の①の量の見込みでは、「**事業計画**」と枠で囲んで書いていますが、③では特に書かれていなかったり、全体的に、「**事業計画**」と枠で囲んで書いているものと書いていないものが混在しているのですが、これは何か意図があってそうされているのか、特に意図はないのか、それだけ教えていただけますか。

○事務局 プランの表紙をめくっていただいて、目次をご覧ください。

目次のページの一番下の枠で囲んだ中で、上から3行目に、「**【子ども・子育て支援事業計画】**：子ども・子育て支援法第61条に定める事業計画(第4編中、**事業計画**と表示)」とあります。事業計画については、国で必須記載事項が定められており、必ず書かなければいけない内容がありますので、その内容を分かりやすく表示しています。

○会長 少し分かりにくいように思います。プランを見る方は目次から順番に見るわけではないと思いますので、※をつけて目次に戻れるようにするなど、繰り返し説明いただく工夫があってもいいかなと思いました。

○委員 理解が間違っているかもしれませんが、冊子の素案の7ページに、13の地域子ども・子育て支援事業があることが案内されていますが、この事業に該当するものを「**事業計画**」と表記しているという理解でいいのですか。だとすれば、この13事業は法定化されて、計画に盛り込まないといけないことになっていると思うのですが、全部がこの計画に入っているのでしょうか。

○事務局 地域子ども・子育て支援事業については必須記載事項ですので、いずれもプランの中に記載しています。併せて、保育所や幼稚園などの施設型給付と地域型保育給付についても記載事項となっていますので、こちらも記載しています。

○委員 前回の会議で、ショートステイについて、事業だけが書いてあって、それをどうするかが本文にないので、それではバランスが悪いので調整しようとなっていたと思います。今回、ショートステイの名前自体がないように思うのですが、これは、プラン91ページの事業一覧で読めばいいということなのか、そうならば、事業一覧の中にも「**事業計画**」と入れておかないと、ここに書いてあるよということにならないのではないかなと思いました。

○事務局 必ず書かなければいけない事業については、プラン89ページに量の見込みと確保方を記載してしまして、こちらに子育て短期支援事業、ショートステイの量の見込みを書いています。重点施策については、課題に直面しており、今後拡充していく内容という観点で事業を選びましたので、ショートステイについては、重点施策に入れる内容ではないため、省略しています。ただ、91ページ以降にも記載がないことについては、改めて事業として記載させていただくことは可能かと思しますので、そのような形でさせていただいてはいかがでしょうか。

○委員 特にこだわっているわけではなくて、この計画1本にいろいろなものを盛り込んでいく中で、13事業が明示されているかが見る人のポイントだと思うのです。そういう意味では、この計画のここに明記されているよということが分かるように表示してくれば済むのかなと思います。

○会長 そうすると、7ページの示し方も一工夫したほうがいいのではないかというご意見ですね。表に1つ欄を加えて、事業ごとに「このページに記載がありますよ」と示すと分かりやすいということですね。

○事務局 そのように検討させていただきます。

○委員 表現についてです。プラン53ページの図表4-15で健やか赤ちゃん訪問事業について書かれていて、2段目に「民生委員面談件数②」とありますが、これは健やか赤ちゃん訪問事業のことですので、やはり「児童委員」を入れていただいたほうがいいのではないかと思います。ほかのところはすべて「民生委員・児童委員」となっていますので。

それと、57ページの「④ 健やか赤ちゃん訪問事業の実施」の2段目で、「生後2か月の乳児がいる」となっていますが、ほかのところでは「生後2か月頃」となっています。実際に訪問するのは資料をいただいたその月中ですので、間もなく3か月になる赤ちゃんや



1 か月を少し過ぎた赤ちゃんなど、随分開きがあります。やはりここも「2 か月頃」としていただいたほうがいいかなと思います。

○事務局 ご指摘のように修正させていただきます。

○会長 利用者支援事業のことはどこに載っていますか。コンシェルジュについて、WGでも結構意見が出ていたように記憶しているのですが。

○事務局 コンシェルジュについては、63ページに記載しています。

○会長 38ページは特定型ですか。

○事務局 そうです。特定型が38ページで、基本型が63ページです。

○会長 母子保健型は、55ページの包括支援センターの図のところですね。事業が動いて、WGでもこのあたりの意見が出ていたので、確認させてもらいました。

○委員 89ページに利用者支援事業の量の見込みが載っていますが、平成29年が3か所になっていますWGのときも、平成28年から平成31年で2か所から4か所になるということだけだったと思うのですが、急に3か所に増えているのはどこのことでしょうか。

○会長 今までは、子育て総合センターと関西学院子どもセンターさぼさぼの2カ所でしたね。

○事務局 平成29年度も基本型は、現在2か所です。89ページは当初の事業計画の目標値をそのまま載せていますので、こういう表記になっています。

○事務局 こちらは計画値となっていて、実際には実現できなかったのですが、当初の目標値としてはこのような形となっていました。

○会長 利用者支援事業については、基本型、特定型、母子保健型でそれぞれ記載されていて、ページをまたがっていますので、該当ページを載せられるのであれば載せていただけたらと思います。

事務局の自己評価でD評価だったり、WGで△や×になったものについて、時間的に素案に全部反映するのはなかなか難しいと思いますが、WGの評価と計画づくりとの連続性についてはどうでしょうか。今回の素案で反映できたところや、反映できていないところについては次回の見直しのときに反映させるといったあたりを確認できればと思います。

WGではそういう話は出ていましたか。

○委員 具体的な話は出ていませんが、次年度以降、どうやって評価していくかということとはありました。

○会長 次年度以降の評価についてですね。私のような単純な人間は、プランは一応これで走り始めまして、これはこれで終わってしまうのかなと思ってしまうので、確認をさせていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局 WGでも、新プランの素案がほぼ固まった後に審議いただいていますので、方向性が大きく変わるものではないと考えています。

所管課のD評価については、課によっては非常にストイックな形でD評価をつけているところもありますが、実際には新しく始まる事業についてはD評価としているところも多かったように感じました。そのあたりについては、今後の調整課題とさせていただきたいと思います。

また、今回、座長からも、判断材料として資料が足りない、もう少し欲しいということ

でしたので、資料については、今後どのような形でさせていただくか、来年度以降の課題とさせていただきます。

○会長 WGの評価は非常に重く受け止めなければいけないことだと思っています。事務局としても、必ずしも今回の素案にすべてを反映できているわけではありませんので、次年度以降、また検討していただければと思います。

○委員 WGで評価・検討した項目については、来年度からはこの項目では評価しないことになるのですか。素案に基づいた評価になるのであれば、先ほどあったように関連ページでばらばらに載っているものをどのように評価するのか、今回の評価を次につなげられるのか、それとも今回の評価はこれでおしまいなのか、そのあたりの方向性があれば教えていただけたらと思います。

○事務局 13事業については、素案の書き方はさまざまですが、いずれも今後も続いていく事業として、継続的に評価をしていただけたらと思っています。今回、どういう観点で評価したらいいのかというご意見がありましたが、そのときそのときでいただいた観点が生かされた形で、1年後にどうなったのか考えていただいてもいいのかなと考えて、今回、資料をつくらせていただきました。委員の皆様からいただいたご意見の反映という継続性も、それで担保したいと考えています。

○会長 13事業の評価はそのまま続けていって、それを計画にどう反映させていくかを常に検討すると考えたらよろしいわけですね。

○事務局 計画自体が毎年度修正されるわけではありませんが、実施にあたっての方向性といった修正は、ご意見に基づいてさせていただきたいと思っています。また、素案の事業計画は非常に狭い範囲内の事業ばかりになりますので、そこに載っていない重点施策をどのように評価していくのかも課題として考えているところです。

○委員 今お話をお伺いして、重点施策は重点施策で別の評価になるのかなと思いました。

○会長 WGは、13事業プラス教育・保育について評価して、この計画についての評価・検証は今後別に行っていかなければいけないということですね。恐らくそれがこの会議の意義になると思います。

ほかはよろしいでしょうか。

〔発言者なし〕

○会長 それでは、議事については以上で締めさせていただきます。いろいろとご意見をいただき、ありがとうございました。

最後に、事務局から連絡事項をお願いします。

○事務局 皆様、本日はどうもありがとうございました。3月に確認部会を予定していますが、本体会議としては本日が本年度最後の子ども・子育て会議となります。

最後に、こども支援局長よりごあいさつ申し上げます。

○事務局 お忙しい中、また、非常に寒い中をお集まりいただき、活発に議論いただきまして、本当にありがとうございました。

実質2年間ほどかけてプランの策定をしていただきました。ほとんどの委員の皆さんは、日頃から常に子育て関係で活動され、我々も本当にお世話になっている方々ですので、この会議の場だけでなく、日頃からいろいろなご意見を伺いながらやってまいりました。特

に会長には、最後までお手数をおかけして、申しわけございません。

今回、素案としては一応確定いたしました。今後、議会に報告して、最終的に固めていくこととなります。先ほど会長からもありましたように、文章のブラッシュアップ、あるいはより分かりやすい表現にすることについては、まだもう少し工夫の余地はありますが、内容的にはこれで皆さんのご意見を固められたものと思います。

ただ、これは1つの区切りにすぎません。今後、先ほどもありましたが、プランをつくるのにもかなり時間がかかりましたし、評価検討ワーキンググループのご意見が機動的に入れられるかということ、なかなか難しいところもあります。だからといって、今回決めたプランが次の改定まで一切動かないということは考えられないことであります。本日報告いただきましたように、評価検討ワーキンググループでもいろいろなご意見をいただきましたので、そのご意見を十分に生かしながら、毎年の事業の推進にあたっていきたいと思っています。今後とも、いろいろなご意見をいただいて進めていきたいと思っていますので、どうぞよろしくをお願いします。

○事務局 本日ちょうだいしましたご意見を踏まえて最終調整を行いまして、その内容をもって3月の議会に報告させていただき、プランを確定する予定です。3月末に冊子が完成しましたら、皆様にもお送りさせていただきます。

また、3月14日に確認部会を開催します。年度末のお忙しい時期に恐れ入りますが、委員の皆様にはよろしくをお願いします。

事務局からは以上です。

○会長 確認部会の委員の皆様には、年度末のお忙しいところをご足労いただきますが、よろしくをお願いします。

素案の修正は事務局でしていただきますが、もし何かありましたら、私とのやりとりに一任いただきますので、ご了解ください。

この間、事務局には非常に熱心に議論いただき、とてもよくしていただいたと思っています。委員の皆様にも、貴重なご意見をたくさんいただき、ありがとうございました。素案はひとり立ちしますが、評価等々、今までのことも併せて、今後もよろしくをお願いします。

それでは、本日はこれをもって閉会します。長時間ありがとうございました。

〔午前11時17分 閉会〕

## 【委員出席者名簿 13名】

## 【事務局出席者名簿 30名】

所属団体・役職名等	氏名	所属・役職	氏名
兵庫県西宮こども家庭センター 所長	荻野 勝己	こども支援局長	佐竹 令次
株式会社チャイルドハート 代表取締役社長	木田 聖子	子供支援総括室長	川俣 均
西宮市民生委員・児童委員会 理事	北岡 良恵	子供支援総括室参事(計画推進担当)	安福 聡子
西宮労働者福祉協議会 特別理事	久城 直美	子供支援総括室参事(耐震化担当)	池田 敏郎
武庫川女子大学文学部 教授	倉石 哲也	子供支援総務課長	宮本 由加
公募委員	多田 由希子	保育施設整備課長	山本 大介
神戸YMCA 主任主事	谷川 尚	子育て手当課長	山崎 豊
西宮市私立幼稚園連合会 理事長	田村 三佳子	青少年施策推進課長	牧山 典康
関西学院大学教育学部 教授	橋本 祐子	子育て支援部長	名田 智子
西宮市地域自立支援協議会こども部会 部会長	東野 弘美	育成センター課長	小島 徹
西宮市保育協議会 会長	藤原 和子	放課後施策推進課長	中尾 篤也
転勤族ママ&キッズ探検隊in西宮 代表	松村 真弓	子供家庭支援課長	田野 宏
西宮市PTA協議会 副会長	山添 清美	子育て事業部長	伊藤 隆
		子育て事業部参事(保育指導担当)	田中 玲子
		保育幼稚園事業課長	西村 聡史
		保育幼稚園支援課長	久保田和樹
		保育入所課長	玉田 淳
		こども未来部長	岩田 重雄
		発達支援課長	小田 晃
		診療事業課長	野村 和生
		地域・学校支援課長	山本 雅之
		子育て総合センター所長	竹内 省吾
		地域保健課長	塚本 聡子
		労政課長	牛場 理津子
		<b>【教育委員会】</b>	
		教育次長	加藤 周司
		学校教育部長	大和 一哉
		学校教育課長	中村 みはる
		特別支援教育課長	粟屋 邦子
		学校改革部長	津田 哲司
		学校改革推進課長	岩本 康裕